

第5次てだこ障がい者(児)プラン

(第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画)



令和6年3月
沖縄県浦添市

はじめに



本市では、令和3年3月に「第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」を策定し、「人間尊重」を基本理念として掲げ、各種の障がい者施策に取り組んでまいりました。

この度、「第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」が令和5年度末をもって計画期間終了となるため、これまでの取り組みを点検・評価しつつ、国の動きや考え方を踏まえ、「第5次てだこ障がい者(児)プラン」を策定いたしました。

この間の大きな動きとしましては、令和5年3月に国の「第5次障害者基本計画」が策定され、令和5年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が告示され、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進等の新たな方向性が示されています。

本計画では、保健・医療・教育・保育・就労・社会参加・生活環境などのあらゆる分野において、本市が取り組むべき障がい者(児)施策に関する基本的な考え方、方向性を示しています。

この計画を着実に実行していくため「社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いに認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。」を基本理念として、4つの基本目標と6つの重点施策を設定し、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指し、積極的な施策を展開していくこととしております。

本市においては、令和3年度に浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」を開所しているところですが、今後とも、障がい者(児)福祉施策の更なる充実・強化を図ってまいりますので、てだこ障がい者(児)プランの推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました浦添市福祉保健推進協議会・障がい者(児)プラン策定専門部会委員の皆様、アンケート調査でご協力をいただきました市民の皆様、そして関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月
浦添市長 松本 哲治

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の法的根拠等.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 計画の対象者.....	5
6 計画の期間.....	5
第2章 総論.....	7
1 計画の見直しのポイント(国の動向).....	7
2 計画課題の整理.....	11
3 計画の基本理念・基本目標.....	14
4 施策の体系.....	20
5 重点施策.....	21
6 基本目標ごとの取り組みの評価指標について.....	23
7 計画を推進するために.....	26
第3章 具体的な取り組み.....	27
基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実.....	28
基本目標2:子ども期からの一貫した支援の推進.....	43
基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進.....	49
基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進.....	56
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	63
1 令和8年度(2026年度)の成果目標.....	63
2 障害福祉サービス利用見込み量等について.....	69
3 相談支援サービス利用見込み量等について.....	81
4 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて.....	83
5 地域生活支援事業の見込み量等について.....	87
6 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備.....	99
資料編.....	101

【本計画における「障がい」用語の定義について】

浦添市では、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚を図る取り組みの一環として、『「障がい」の表記に関する方針』を定め、『障害』という言葉が、前後の文脈から人を表す場合は、『害』の漢字をひらがな表記することを定めています。なお、人を表す場合でも、固有名詞や法令で規定されている用語等はこの方針から除きます。

例：「障がい者」「身体に障がいのある方」「発達障がい児支援」
「障害者計画」「身体障害者手帳」「発達障害者支援法」